

区連会 5 月 定例会 説明資料
 令和 7 年 5 月 20 日
 都市整備局防災まちづくり推進課

自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について 【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和 7 年 3 月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和 7 年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和 6 年度の補助内容

裏面あり

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

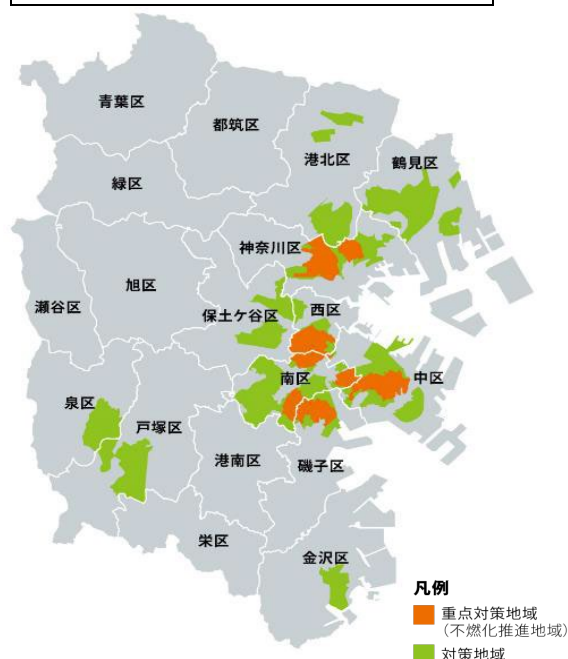
【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

重点対策地域、対策地域の区域図



(港北区) 対策地域を含む町丁目

菊名一丁目
篠原台町
篠原町
篠原西町
篠原東一丁目～三丁目
新吉田東五丁目～六丁目
高田東一丁目
高田東四丁目
綱島西五丁目
仲手原二丁目
錦が丘
日吉本町四丁目
富士塚一丁目～二丁目

「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

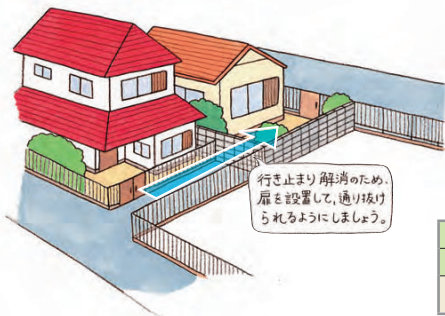
電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

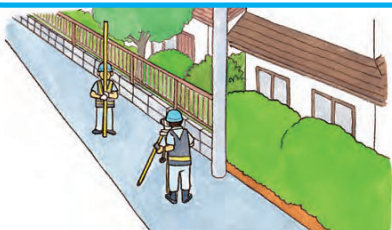
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

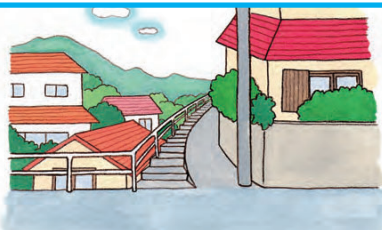
重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

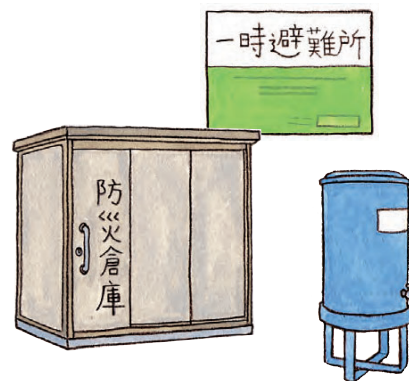
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

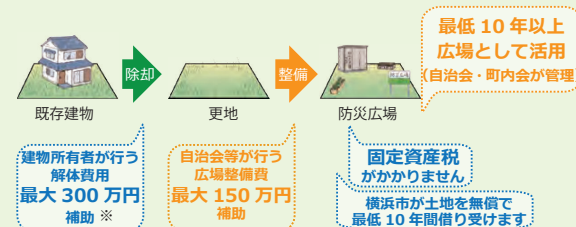


補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です